

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

会計課

【告示】

○ 郷土記念物の指定の解除
救急病院の認定

自然環境課
医療推進課

【公告】

○ 岡山県自然環境保全審議会からの答申
開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

自然環境課
建築指導課

○

〃

○

〃

○

〃

○

〃

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

（県例規集登載）

【教育委員会】

○ 特別史跡旧閑谷学校の指定管理者の指定
【内水面漁場管理委員会】

教育委員会

目次

○ 令和四年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示

担当課（室）

内水面漁場管理委員会

◎岡山県規則第六十七号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二を次のように改める。

（指定納付受託者の指定の告示等）

第五十六条の二 知事は、法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定をしたときは、同条第二項に規定する事項のほか、指定納付受託者が取り扱う歳入（法第二百三十一条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。次項において「歳入等」という。）の種類を告示するものとする。

2 歳入等の納付に関する事務に係る契約については、別に定める。

3 法第二百三十一条の二の六第四項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第二十七号の二）とする。

3 会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に資金交付書を交付したときは、当該指定金融機関又は指定代理金融機関から受領書を徴さなければならない。

4 会計管理者は、指定金融機関に資金振替書を交付したときは、当該指定金融機関から報告書を徴さなければならない。

別表第八中「第二百三十八条第四号」を「第二百三十八条第一項第四号」に、「第二百三十八条第五号」を「第二百三十八条第一項第五号」に改める。

(2) 資金交付書送達受託簿	七十	第百十二条	五年
(3) 資金振替書送達受託簿	七十一	第百十二条	五年
(4) 支出日計簿	百五十一		一年
(5) 歳出簿	百五十二		五年

を

に改める。

様式第二十七号の次に次の様式を加える。

(2) 支出日計簿	百五十一		一年
(3) 歳出簿	百五十二		五年

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

様式第27号の2（第56条の2関係）

（表）

		第	号
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の6第3項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。			
年	月	日	発行
岡山県知事			印

（裏）

地方自治法（抜粋）

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第231条の2の6 1・2略

3 普通地方公共団体の長は、前3条、この条及び第231条の4の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第七十号から様式第七十四号までを次のように改める。

様式第70号から様式第74号まで 削除

附 則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

◎岡山県告示第六百四十三号

岡山県自然保護条例（昭和四十六年岡山県条例第六十三号）第十八条第二項の規定により、次の郷土記念物の指定を解除する。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

指定を解除する郷土記念物の位置及び名称

一 位置 瀬戸内市邑久町福谷二八六〇番地

二 名称 善福寺のツバキ

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

◎岡山県告示第六百四十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡村一心堂病院

2 所在地

岡山市東区西大寺南二一―一七

二 認定年月日

令和三年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和六年十二月二十六日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

重井医学研究所附属病院

2 所在地

岡山市南区山田二一―一七

二 認定年月日

令和三年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和六年十二月二十六日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター

2 所在地

都窪郡早島町早島四〇六六

二 認定年月日

令和三年十二月二十七日

三 認定の有効期限

令和六年十二月二十六日

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五四六〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があった。
令和3年12月28日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和3年11月24日

二 答申を受けた年月日

令和3年11月29日

三 諮問及び答申の事項

郷土記念物（瀬戸内市 善福寺のツバキ）の指定解除について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池ノ内七二七―四、七二七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三八五スルースM・A二〇二

野崎 達朗

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十二日岡山県指令建指第二五九号

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市泉四―二〇

土岩 大輝

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月二十六日岡山県指令建指第三一五号

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎東ノ丁二八―五、二八―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄三二二五―一二アーバンハート倉敷B二〇二号

大菰 祐樹

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月九日岡山県指令建指第二九〇号

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字寺ノ西五六六―六、五六六―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区高屋五〇九―一 プリマヴェーラD棟D一〇二

藤澤 尊祥

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月三十日岡山県指令建指第一八七号

令和3年12月28日 岡山県公報 第12357号

〔五五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字諸上東一六七一、一一六七―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西中新田二五九―四トリニテイコートB二〇六

平松 聡

平松 あずみ

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十四日岡山県指令建指第二六三号

◎岡山県選管告示第九十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中「真庭市落合垂水二五―」を「真庭市上市瀬三四―」に改め、表老人ホームの項中「真庭市上中津井一〇七―」を「真庭市下中津井五〇五―」に改める。

◎岡山県教育委員会告示第四号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

岡山県教育委員会

- 一 管理を行わせる施設
備前市閑谷七八四番地
特別史跡旧閑谷学校
- 二 指定管理者となる団体
備前市閑谷七八四番地
公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会
理事長 國友 道一
- 三 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、令和四年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

令和三年十二月二十八日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

令和四年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流		魚			種			代替措置可能魚種			
		あ	ゆ	うなぎ	ふ	な	あまご	なまず	すつぼん	にじます	ぼら	もろこ	わかさぎ	はえ	てながえび	もくずがに
内共第1号	吉井川南部	1,220		50	30	—	—	10	50	30	—	—	80	—	—	50
内共第2号	吉野川	1,490		50	30	320	—	—	50	—	—	—	90	—	—	15
内共第3号	吉井川	1,570		40	20	300	—	10	—	—	—	—	100	—	—	10
内共第4号	加茂郷	500		15	—	160	—	—	30	—	—	—	30	—	—	—
内共第5号	久田川	460		15	—	130	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第6号	奥津川	320		—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南部	1,440		50	40	—	—	10	—	—	—	—	100	—	—	10
内共第8号	旭川中央	1,740		100	150	480	—	—	100	—	—	—	50	—	—	—
内共第9号	湯原	390		25	—	210	—	—	100	—	—	—	30	—	—	—
内共第10号	旭川北	390		20	—	380	—	—	150	—	—	—	30	—	—	—
内共第11号	高梁川	3,150		90	60	—	—	20	—	—	—	—	150	—	—	75
内共第12号	小田川	350		25	—	—	—	10	—	—	—	—	30	—	—	15
内共第13号	芳井町	350		15	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第14号	成羽川	1,410		50	—	15	—	5	—	—	—	—	20	—	—	25
内共第15号	”	250		10	—	25	—	5	—	—	—	—	5	—	—	25
内共第16号	”	—		—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第17号	新見	1,985		35	—	560	—	—	300	—	—	500	50	—	—	—
内共第18号	”	165		—	—	80	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—
内共第19号	番川	—		10	230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	—
内共第20号	”	—		5	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
内共第21号	児島湾	—		75	1,090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	—
内共第22号	”	—		15	470	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1 箇所	1 箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もぐずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1, 0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。